

こうち動物愛護センター（仮称）基本構想

第1章 動物愛護管理行政の現状と課題

1 動物を巡る社会情勢

近年、少子高齢化の進展、少人数世帯の増加等を背景として、動物を飼うことに対する関心が高まっており、飼い主は、犬や猫をはじめとする動物を、単に愛玩の対象としてだけでなく、潤いと癒やしを与えてくれる人生の良きパートナー、あるいは家族の一員としてとらえるようになってきています。さらに、動物とのふれあいが、子どもたちに自分より弱い者に対するいたわりの心や、命を預かる責任の重さと命の大切さを教えてくれます。また時には、生きていく力や明日への希望になることもあります。このように、動物の存在が、動物を飼っている人のみならず私たち社会全体に良い影響をもたらしてくれます。

一方、動物を飼う際には、その命に最後まで責任を持つとともに、周囲に迷惑をかけないよう配慮することなど、飼い主としての責任が求められています。

動物の安易な飼養とそれに伴う飼養放棄、遺棄、虐待等の問題や、動物の不適正な飼養による危害、動物の鳴き声や糞尿等による迷惑問題、所有者のいない動物に対する恣意的な餌やり等による害の増加やみだりな繁殖等の問題など、多様な問題が発生しています。

2 小動物管理センターについて

中央小動物管理センター（所在：高知市）と中村小動物管理センター（所在：四万十市）は、それまで県内の各保健所で対応していた野犬等の抑留、殺処分等の機能を集約することにより、効率的かつ適正な野犬対策を図るため、昭和56年3月に設置されました。

平成10年の高知市の中核市への移行を受け、高知県及び高知市（以下、「県・市」という。）の共同運営となり、平成12年には中央小動物管理センターの持ち分の一部を県から高知市へ譲渡しました。また、平成18年4月からは、県・市所管の犬・猫の保護・引取りを含めた小動物管理センター管理運営業務をアウトソーシングしています。

小動物管理センターでは、県内5福祉保健所及び高知市保健所において保護した犬及び猫の収容、保護収容動物の飼い主への返還、譲渡又は殺処分を実施しています。

また、犬及び猫の適正な飼養管理等について広報や啓発を実施しています。

（1）中央小動物管理センター

- ・所在地：高知市孕東町56-2
- ・敷地面積：1,210.67㎡
- ・建物：本館（鉄筋コンクリート造平屋建）：385.20㎡（昭和56.3築）
（犬収容室5、猫室、事務室、会議室、処分・焼却設備等）
小動物舎（木造）：8.52㎡、車庫（鉄骨造平屋建）：92.30㎡

(2) 中村小動物管理センター

- ・所在地：四万十市古津賀3069-4
- ・敷地面積：1,216.00㎡
- ・建物：本館（鉄筋コンクリート造平屋建）：165.20㎡（昭和56.3築）
（犬収容室4、猫室、事務室、処分・焼却設備等）
小動物舎（木造）：13.50㎡、車庫（鉄骨造平屋建）：40.50㎡

3 県・市のこれまでの取組みについて

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）第5条に基づき「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が定められており、これに則して、高知県では平成20年4月に「高知県動物愛護管理推進計画」を策定しています。

その後、平成24年9月の動愛法の改正及び平成25年8月の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の改正を踏まえて、1次計画を見直し、平成26年4月に「第2次高知県動物愛護管理推進計画」を策定し、不幸な犬や猫を減らすための取組を進めています。

- 川上対策：小動物管理センターに入ってくる犬や猫を減らす取組
 - ・動物愛護及び犬や猫の適正飼養の普及啓発
 - ・みだりな繁殖を防ぐための不妊去勢手術の推進
- 川中対策：小動物管理センターにおける動物福祉の取組
 - ・収容能力を増やすために犬舎及び猫舎を設置
 - ・長く飼養することにより譲渡の機会を増やす
- 川下対策：収容された犬や猫をできるだけ多く譲渡する取組
 - ・猫の譲渡開始
 - ・譲渡ボランティア制度の開始

その結果、平成28年度に県・市において、引取りや保護した犬及び猫の頭数は、10年前の平成18年度と比較すると8,564頭から1,331頭に減少し、それに伴い殺処分数についても約10分の1まで減少しています。

公衆衛生や動物福祉等の観点からやむを得ない場合を除き殺処分を将来的にゼロにしていくためには、県・市に引取り、保護される犬及び猫の減少を図っていくことが必要です。

4 県・市の課題

地域には、動物を飼っている人や飼っていない人、動物が好きな人や苦手な人も共に暮らしており、その中で、人と動物が共生する社会を実現していくためには、動物の命を尊

重なる考え方を育んでいくとともに、動物が人の生命、身体又は財産を侵害しないよう適正飼養や終生飼養の普及啓発を図っていくことが必要です。

また、保護される動物のほとんどが所有者不明の動物です。迷子札やマイクロチップの装着など所有者明示の普及啓発により、元の飼い主への返還を推進していくことや、みだりな繁殖防止のため、不妊去勢手術等繁殖に関する適正な措置を推進していくとともに、飼い主の見つからない動物については適正譲渡の推進を図っていく必要があります。

そのために、さらに幅広く効果的な普及啓発事業を実施し、また、高知県獣医師会をはじめとした関係団体やボランティア等とさらなる連携をしていく必要があります。

さらに、近年の高齢化社会、あるいは地域社会からの住民の孤立などにより、ペットの管理状態が近隣に影響を及ぼす事例も発生しており、公衆衛生上の対応を行う施設としての視点も欠かすことはできません。

また、近い将来必ず起こるとされている南海トラフ地震に対して、ペット同行避難や日頃からの動物のしつけ、必要資材の備蓄など事前の備えについて普及啓発を加速するとともに、災害発生時の動物救護活動の体制を整えていく必要があります。

しかし、小動物管理センターは、狂犬病予防対策を目的として建設された施設であり、犬及び猫の譲渡を進めるための収容スペースや県民の皆様が動物愛護について学んだり、動物とふれあうスペースなど、動物愛護の機能が不足しています。また、老朽化の進行や狭隘な敷地により改修にも限界があることから、動物愛護の取組を抜本的に充実させるため、動物愛護センターの設置が必要となってきました。

第2章 動物愛護センター整備の考え方

1 設置目的

人と動物との調和の取れた共生社会の実現に向けて、人と動物のつながりが優しい心を育み、人と人とのつながりにも結びついていくよう、あたたかな高知県・市を目指します。

そのために、動物に係る多様な主体と連携・協働しながら、動物愛護精神の高揚や動物の適正飼養の普及啓発及び動物由来感染症、災害時の動物に係る危機管理対策等の動物行政を総合的に推進できる拠点を設置します。

2 基本的な考え方

命を大切にする心を育てる場

- ・動物と親しみ、動物との共生の大切さを感じる場
- ・体験学習の場

動物の適正飼養・終生飼養の啓発の拠点

- ・動物愛護管理に関する情報の発信
- ・動物の適正な飼い方等に関する普及啓発

収容動物の譲渡推進の拠点

- ・動物福祉に配慮した適切な管理
- ・収容動物の譲渡推進

多様な主体との連携・協働の拠点

- ・獣医師会、動物関連企業、動物愛護ボランティア等、多様な主体と連携・協働し、共に活動を行う拠点
- ・動物愛護推進員や動物愛護ボランティアの育成・指導を行う拠点

災害時動物救護対策の拠点

- ・災害に備えた啓発の実施
- ・必要資材の備蓄
- ・災害時のペットの飼い主への支援

動物由来感染症対策の推進の拠点

- ・動物由来感染症に関する情報収集・発信
- ・感染症の対応の拠点

3 求められる役割及び機能

(1) 命を大切にすることを育てる場

生命尊重、友愛等の心を育てていく観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物と親しむことや動物の飼養の経験が重要とされています。県民が気軽に立ち寄り、動物福祉に配慮しながらふれあい、動物を通して命の大切さや思いやりの心を育てる場を提供します。

ア 動物と親しみ、動物との共生の大切さを感じる場

- ・子どもからお年寄りまで全ての県民が気軽に立ち寄り、動物と親しみ、くつろげる場を提供する。

イ 体験学習の場

- ・遠足や校外学習等で活用され、動物とのふれあいや飼養の体験を通じ、動物への理解を深めてもらう場を提供する。

【必要諸室】

展示・学習スペース、マッチングルーム（適正飼養モデルルーム含む）、多目的ホール、屋外ふれあい広場（ドッグラン含む）

(2) 動物の適正飼養・終生飼養の啓発の拠点

動物を飼っている人のみならず広く県民へ動物に対する理解を深め、動物による危害や迷惑問題を防止し、動物が健康と安全を保持できるよう、適正飼養及び終生飼養の普及啓発の拠点となる施設とします。

ア 動物愛護管理に関する情報の発信

- ・動物愛護行政の現状や取組等について、積極的に情報発信する。

イ 動物の適正な飼い方等に関する普及啓発

- ・動物の生態、習性、飼い方や接し方の正しい知識やマナーを伝えるとともに、所有者明示やみだりな繁殖防止のための不妊去勢手術等を含め適正飼養や終生飼養の責務について普及啓発する。

【必要諸室】

展示・学習スペース、多目的ホール、マッチングルーム（適正飼養モデルルーム含む）、屋外ふれあい広場（ドッグラン含む）

(3) 収容動物の譲渡推進の拠点

収容された動物が新しい飼い主のもとで幸せに暮らせるよう、適正な譲渡を推進します。

ア 動物福祉に配慮した適切な管理

- ・適正な飼養スペースを確保し、健康管理に配慮し飼養する。

イ 収容動物の譲渡推進

- ・譲渡する犬や猫の情報を発信する。
- ・譲渡する犬や猫の人や社会環境に馴染ませるトレーニングを実施する。
- ・新しい飼い主とのマッチングや譲渡前の適正飼養の指導、譲渡後のフォローアップを実施する。

【必要諸室】

診察室・手術室、検査室、入院室、観察室、飼養室、犬のトレーニングルーム、グルーミングルーム、マッチングルーム（適正飼養モデルルーム含む）

(4) 多様な主体との連携・協働の拠点

動物の愛護と適正な管理についての普及啓発、収容動物の健康管理、譲渡の推進など様々な動物愛護施策を効率的・効果的に推進するため、多様な主体と連携、協働を行う拠点とします。

ア 獣医師会、動物関連企業、動物愛護団体、ボランティア等多様な主体と連携、協働し、共に活動を行う拠点。

イ 動物愛護推進員や愛護ボランティアの育成・指導を行う拠点。

【必要諸室】

会議室、多目的ホール、ボランティアルーム

(5) 災害時動物救護対策の拠点

平常時には、飼い主やペットの安全確保や同行避難、しつけなど災害に備えるべき対策についての普及啓発、必要資材の備蓄、大規模災害が発生した際には、飼い主への支援や飼い主とはぐれた放浪動物への対応など動物救護活動の拠点とします。

ア 災害に備えた啓発の実施

イ 必要資材の備蓄

ウ 災害時の飼い主への支援

【必要諸室】

展示・学習スペース、災害時一時収容スペース、災害用備蓄倉庫

(6) 動物由来感染症対策の推進の拠点

動物由来感染症に関する情報の収集や関係機関と連携し調査・研究を行い、県民に正しい情報や知識を発信します。また、感染症発生時には迅速な対応を図り、蔓延等を予防する拠点とします。

【必要諸室】

展示・学習スペース、感染症対策室、診察室・手術室、検査室、入院室

4 整備の基本的条件

(1) 立地環境

- ・津波浸水地域外
- ・全县からのアクセス及び災害時の受援を考慮し県中央部
- ・動物の鳴き声等に配慮し、住宅地から一定の距離がある場所
- ・来訪者の利便性を考慮し、公共交通機関が利用可能な場所

(2) 施設形態

- ・幼稚園、保育所、学校、福祉施設等の遠足、課外学習等にも利用できるような施設
- ・子どもからお年寄りまで立ち寄りやすいやさしいイメージの外観
- ・誰もが安全で快適に過ごすことのできるユニバーサルデザインの考え方に沿った、利用しやすい環境

(3) 敷地面積

- ・災害発生時に動物救護施設や物資集積所として活用できるスペースの確保

第3章 整備が想定される施設・設備

1 啓発・学習・ふれあいスペース

施設名称	用途
展示・学習スペース	譲渡を待つ犬猫の情報や動物愛護に関する展示、動物愛護に関する啓発の場として活用
多目的ホール	譲渡前講習会やしつけ方教室、各種研修会などを実施
犬用マッチングルーム 猫用マッチングルーム	収容中の動物が新しい飼い主とふれあい、相性等について事前に確認し合うスペース（適正飼養モデルルームを兼ねる）
犬のトレーニングルーム	しつけ直し等の実施
ボランティアルーム	ボランティア等が活用できる更衣・休憩の場
グルーミングルーム	ボランティア等によるグルーミングも実施
機械室	設備機械を収納（パイプスペース、ダクトスペースを含む）

2 動物収容飼養スペース

施設名称	用途
感染症対策室 プラットフォーム（車寄せ）	収容動物の搬入出
隔離室	感染症等の疾病罹患動物の隔離 狂犬病の疑いを有する犬の隔離
観察室	感染症の可能性のある動物を健康な動物と分けて収容し、感染症の蔓延を防止するための一時的な動物の収容
飼育室 保護室 犬舎 猫舎	迷子動物の一時保護や譲渡室に移る前の動物の飼養管理
犬の運動スペース	保護室の犬の運動を行う
譲渡室 犬舎 猫舎	譲渡対象犬猫の飼養管理
飼料庫	飼料を保管する部屋

3 診察諸室

施設名称	用途
診察室・手術室	負傷動物や、収容動物の診察、治療、不妊去勢手術等を行う。
検査室	血液検査、狂犬病検査における解剖等実施
入院室	健康でない犬・猫、治療が困難な犬・猫などの行動を観察する部屋

4 事務管理室

施設名称	用 途
受付・エントランス	施設見学の案内等の受付
事務室	職員事務室
書庫	書物、公文書の保管
会議室	会議、小規模講演会等に利用
相談室 給湯室 更衣室・休憩室 トイレ	動物に係る相談、動物返還、譲渡時の面接などに使用
シャワー室	

5 屋外及び災害対応

施設名称	用 途
屋外ふれあい広場 (ドッグラン含む)	飼い主と犬とが楽しくトレーニングを行う野外空間。しつけ方教室、動物愛護フェスティバルなどの会場。災害時は被災動物収容場所として活用。水場や電源の整備。
災害用備蓄倉庫	災害用備蓄品、災害時救援物資の保管
屋外トイレ	
慰霊碑	慰霊碑の設置
駐車場	来客用、職員用、公用車用